

B S 栃木第3号  
令和2年4月7日

団委員長様

公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟  
理 事 長 白澤 嘉宏（公印省略）  
コ ミ ッ シ ョ ナ ー 中 村 利 久（公印省略）

### 「新型コロナウイルス」感染対応のための活動自粛について

日本連盟から 2020 年 4 月 3 日に発行された全県連盟宛 2020-001(教開)「コロナウイルス感染への対応について(第5報)」に示されているように、活動が「2020 年 5 月 6 日（水）まで自粛（中止または延期）を延長します。」ということになりました。

その中で、「自粛の内容は地域の感染状況により、感染への対策処置を講じて一部の活動の実施を可とします。」との通達も書き添えられています。

県内各団におかれましては、日本連盟の通達を踏まえ、下記のガイドラインに沿い、地域の状況や感染の防止策・指導者やスカウトの指導を徹底し、活動の自粛や再開時の検討を行ってください。

#### 記

安全安心な活動をするため日本連盟から発行された全県連盟宛 2020-001(教開)「コロナウイルス感染への対応について(第5報)」に記述されている行動を遵守してください。また、活動再開にあたり次の行動や指導をしてください。

#### 1 感染状況や近隣地域の状況確認

- 当該地域や近隣の地域に感染防止に関する処置（小中学校の休校措置等）がある場合は、活動を自粛（中止または延期）する。
- 本県において非常事態宣言が発せられた場合は、活動を自粛（中止または延期）する。  
また、非常事態宣言が発せられた他県での活動を行わない。

#### 2 集会等に参加する場合、参加前の体調自己診断の実施

- 倦怠感や発熱、身体的異常がある者の活動の参加を禁止する。

#### 3 感染しやすいプログラムを計画しない

- 活動再開にあたっては、野外（屋外）において感染につながる可能性が高い「3つの密（密閉空間、密集場所、密接した会話）」をすべて避ける活動内容のみとし、室内（屋内）の活動は行わない。
- キャンプなどの宿泊を伴う活動は行わない。

#### 4 事前の感染防止に関する教育

- 団及び隊指導者は、感染に対する基本的な知識を習得し、それに見合った活動を行う。